

第12回 軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

(第2回 フォローアップ会議)

説明資料① (対策の進捗状況等について)

平成29年6月30日

「総合的な対策」の進捗状況等について

- (1) 前回からの主な進捗事項
- (2) 対策のフォローアップ指標の設定
- (3) 「総合的な対策」を踏まえた各種対策

新監査・処分制度施行(H28.12.1)以降の処分事案①

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

(1) 営業所の全車両の使用停止及び事業許可取消処分を行った事案

監査において輸送の安全に関わる重大な法令違反が確認された場合、

- ① 是正がなされるまでの間営業所の全てのバスの使用を停止するとともに、
- ② 直ちに輸送の安全確保命令を発出、③ 当該命令に従わない場合、事業許可の取消処分を行うこととした。

(事案①)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者等： 日益商事株式会社 貝塚営業所（大阪府貝塚市） ・処分者及び処分年月日： 近畿運輸局長 平成29年3月2日処分
(事案②)	<ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業者等： 株式会社インター観光 愛知営業所（愛知県一宮市） ・処分者及び処分年月日： 中部運輸局長 平成29年3月30日処分

違反の概要（事案1・2 共通）

監査を実施したところ、運行管理者が選任されておらず、運行管理が行われてない状態でバスを運行させていたことを確認

従前の処分基準により処分を行った場合

- 監査終了後、所定の手続き等により数ヶ月が経過したのちの行政処分時に、処分とあわせて輸送の安全確保命令を発動
- ・速やかに運行管理者を選任するよう命令。
- 〔 ただし、通常、監査から処分までの間に選任済みとなっていることが多く、発動に至らなかった。 〕



平成28年12月以降の新たな処分基準による処分

- その場で直ちに、輸送の安全確保命令を発動
- ・速やかに運行管理者を選任するよう命令。
- ・運行管理者が選任されるまでの間、営業所の全てのバスの使用（運行）の停止。

事案①については、平成29年3月2日に**事業廃止の届出**がなされた。

事案②については、平成29年5月9日に特別監査を実施したところ、運行管理者が未だ選任されていなかったことを確認したため、6月1日に**事業許可の取消し処分**を行った。

事案①、事案②ともに、先の道路運送法改正（欠格期間の延長）により、5年間の欠格となり、5年間事業をすることができない。

新監査・処分制度施行(H28.12.1)以降の処分事案②

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

(2) 営業所に所有する車両数全体の8割を使用停止とした事案

昨年12月以降、**全国で175営業所の監査**を実施しており、車両停止に該当する営業所が**61件**確認されており、うち、**6件**は処分済み。(5月末日現在)

- (事案①) ・貸切バス事業者等：有限会社丸子観光バス 本社営業所（長野県上田市）
 ・処分者及び処分年月日：北陸信越運輸局長 平成29年3月7日処分

違反の概要

監査を実施したところ、乗務記録の不実記載他、複数の法令違反を確認（180日車）

従前の処分基準により処分を行った場合

- 延べ80日間の車両停止処分
- 保有車両全8両のうち、**1両を80日間使用停止**



平成28年12月以降の新たな処分基準による処分

- 延べ180日間の車両停止処分
- 保有車両全8両のうち、**7両を25日間使用停止、26日目は5両を使用停止**

その他、処分済み事業者

- (事案②) 星揚株式会社 本社営業所（静岡県浜松市） 平成29年3月30日処分 60日車
 (事案③) 荒深節造 本社営業所（岐阜県山県市） 平成29年3月29日処分 140日車
 (事案④) 中川タクシー株式会社 本社営業所（愛知県名古屋市） 平成29年3月16日処分 60日車
 (事案⑤) 有限会社ホテル天竜閣 本社営業所（長野県上田市） 平成29年4月26日処分 130日車
 (事案⑥) 両備ホールディングス株式会社 倉敷営業所（岡山県倉敷市） 平成29年5月31日処分 10日車

集中街頭監査の実施結果

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

1. 軽井沢スキーバス事故直後 (H28.1.21～3月中旬)

実施回数 : 38回
 監査車両数 : 242台
 違反車両数 : 86台
 違反率 : 35.5%

2. 年末年始 (H28.12～H29.1)

実施回数 : 25回
 監査車両数 : 97台
 違反車両数 : 7台
 違反率 : 7.2%

3. GW前 (H29.4.24～4.28)

実施回数 : 21回
 監査車両数 : 119台
 違反車両数 : 6台
 違反率 : 5.0%

GW前		実施結果			
実施日	運輸局(支局)	実施場所	監査車両数	指摘車両数	指摘事項
4月24日(月)	関東(神奈川)	横浜駅西口	3	0	—
4月25日(火)	北海道	新千歳空港 C駐車場	10	1	車外表示(使用者名)なし・車内表示(登録番号)誤り(事業者名・運転者名)なし:1件
	関東(東京)	東京国際空港(羽田空港)	10	1	運行指示書記載漏れ(休憩時間):1件
	近畿(兵庫)	県立舞子公園の駐車場(神戸市垂水区)	2	0	—
4月26日(水)	東北(宮城)	仙台空港	5	1	運行指示書記載漏れ(発車及び到着日時):1件
	東北(秋田)	秋田空港	3	0	—
	中部(静岡)	富士山静岡空港	4	0	—
	近畿(滋賀)	石山寺観光協会駐車場(大津市)	1	0	—
	九州(福岡)	博多駅筑紫口貸切バス駐車場	8	0	—
4月27日(木)	沖縄	那覇空港	10	0	—
	東北(青森)	青森空港	6	0	—
	北陸信越(石川)	石川県兼六園駐車場	15	0	—
4月28日(金)	中国(山口)	秋芳洞(美祢市)バス駐車場	2	0	—
	北陸信越(富山)	立山駅バス駐車場	11	1	点呼不適切 1件
	中部(愛知)	中部国際空港	7	2	車外表示(貸切)なし:1件 運行指示書(変更指示内容)の記載漏れ:1件
	中部(福井)	福井駅東口	3	0	—
	中国(島根)	松江市営城西山西駐車場	5	0	—
	中国(広島)	広島平和記念公園	6	0	—
	四国(高知)	桂浜公園	3	0	—
四国(愛媛)	松山空港	3	0	—	
四国(徳島)	徳島阿波おどり空港	2	0	—	
合計		21箇所	119	6	

違反率 5.0%

運賃・料金の下限割れ防止対策の実績

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

国土交通省の自動車部局と観光部局の連携(貸切バス事業者及び旅行業者の相互通報)

- 平成24年4月に発生した関越道ツアーバス事故を受け策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」(平成25年4月)に基づき、貸切バス事業者に下限割れ運賃により道路運送法の違反があった場合、国土交通省の自動車部局から観光部局に対して通報。
- 軽井沢スキーバス事故を受けて、平成28年1月から観光部局から自動車部局への通報も実施(相互通報化)。

通報者→処分者	通報・処分の実績(28年度通報分)
自動車部局→観光部局	通報38件→処分12件、処分なし 5件、調査中21件
観光部局→自動車部局	通報76件→処分 5件、処分なし69件、調査中 2件

(平成29年5月31日現在)

貸切バスの運賃・料金、手数料の通報窓口

- 軽井沢スキーバス事故を受け策定された総合的とりまとめに基づき、運賃の下限割れ等について自動車部局の通報窓口及び専門家からなる貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口を設置(平成28年8月)。
- 運賃・料金に関しては自動車部局が、手数料に関しては貸切バスツアー適正取引推進委員会の通報窓口が担当し、関係部局と連携。

通報窓口	通報・処分の実績(28年度通報分)
自動車部局	通報67件→処分0件、処分なし57件、調査中10件
貸切バスツアー適正取引推進委員会	通報30件→処分0件、処分なし29件、調査中 1件

(平成29年5月31日現在)

貸切バス適正化機関設立に係る進捗状況

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② **適正化機関の設立** ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

ブロック	名称	事務所所在地	代表者	管内事業者数等※	現在の状況
北海道	(一社)北海道貸切バス適正化センター	北海道札幌市 (北海道ハイヤー会館)	佐藤 馨一 (北海道大学名誉教授)	事業者 269 営業所 385 車両 3,288	指定:6月30日
東北	(一財)東北貸切バス適正化センター	宮城県仙台市 (民間ビル内)	北村 治 (前宮城県バス協会専務理事)	事業者 458 営業所 597 車両 5,586	指定:6月8日
関東	(一財)関東貸切バス適正化センター	埼玉県さいたま市 (埼玉県トラック総合会館)	たかのはし ゆうじ 鷹箸 有宇壽 (前運輸審議会会長)	事業者 1,314 営業所 1,830 車両 15,717	指定:5月12日
北信	(一社)北陸信越貸切バス適正化センター	新潟県新潟市 (民間ビル内)	藤堂 史明 (新潟大学准教授)	事業者 295 営業所 381 車両 3,282	指定:6月29日
中部	(一財)中部貸切バス適正化センター	愛知県名古屋市 (民間ビル内)	加藤 博和 (名古屋大学教授)	事業者 379 営業所 561 車両 5,840	指定:5月25日
近畿	(一財)近畿貸切バス適正化センター	大阪府寝屋川市 (近畿陸運協会会館)	東 眞也 (元大阪バス協会会長)	事業者 421 営業所 673 車両 6,790	指定:6月19日
中国	(一社)中国貸切バス適正化センター	広島県広島市 (広島県バス協会入居ビル)	田中 一範 (田中倉庫運輸(株)社長)	事業者 331 営業所 437 車両 3,280	指定:5月30日
四国	(一社)四国バス協会	香川県高松市 (香川県バス協会内)	清水 一郎 (愛媛県バス協会会長)	事業者 155 営業所 182 車両 1,397	指定:5月16日
九州	(一社)九州貸切バス適正化センター	福岡県福岡市 (陸運会館)	原 重則 (元九州トラック協会会長)	事業者 452 営業所 636 車両 5,449	指定:5月30日
沖縄	(一社)沖縄県バス協会	沖縄県那覇市 (沖縄県バス協会内)	合田 憲夫 (沖縄県バス協会会長)	事業者 60 営業所 74 車両 1,139	指定:6月26日

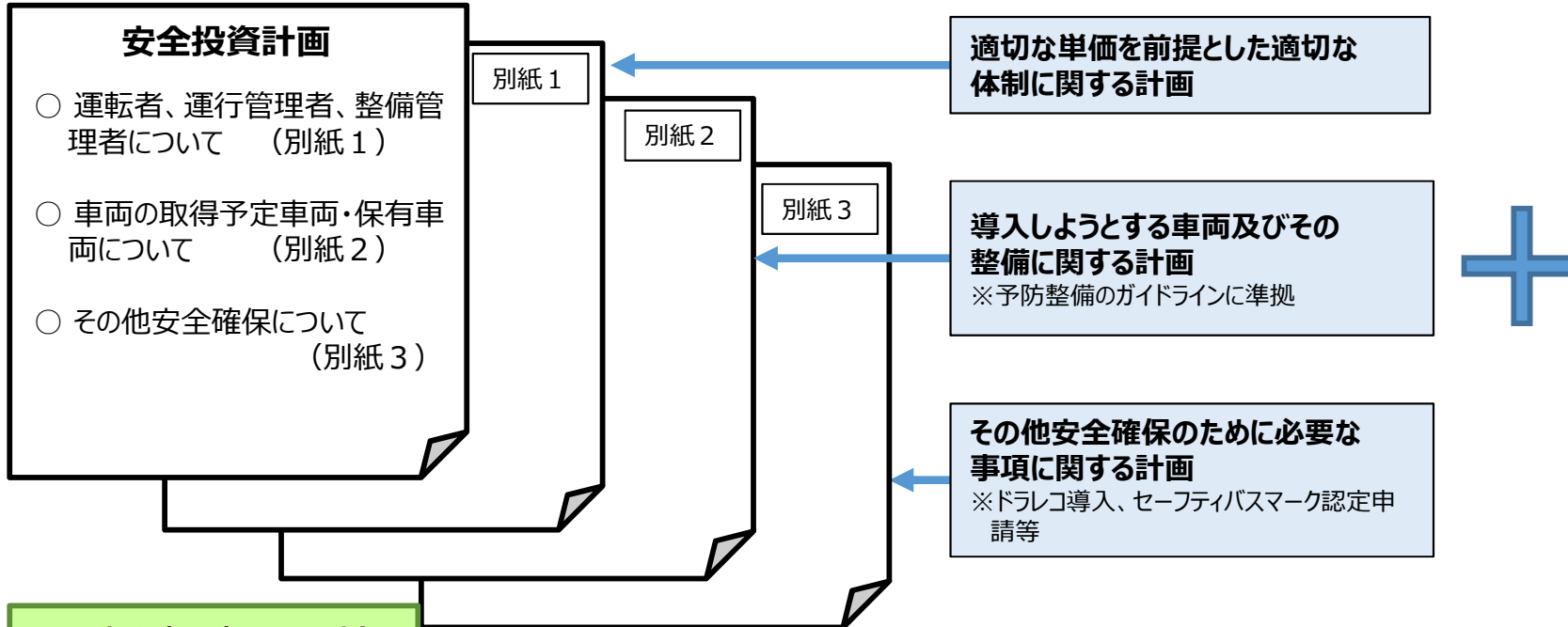
※管内事業者数等はブロックにより時点が異なる。

貸切バス事業許可の更新制の導入

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

- 貸切バスの事業許可について5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除する。
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務づける。

H29.4~



事業収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油指費	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
道路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	…	○○円

更新申請の現状

✓ 貸切バス事業者4,524者※¹のうち、平成29年度に更新を受ける事業者は871者(19.3%)であり、このうち6月30日までに更新期限を迎える事業者※²は157者(3.5%)である。
 今後、更新基準を満たす者であるかどうか審査を実施するが、既に事業廃止や申請辞退等により、7者※³が事業から撤退する予定。

※1 平成28年度末現在の事業者数。
 ※2 これらの事業者は経過措置として、安全投資計画及び事業収支見積書の提出期限を6月30日までとしている。
 ※3 平成29年6月29日現在。

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

○ 貸切バス事業者の安全投資状況は、許可更新時に確認することとしているが、更新時以外にも悪質な事業者を中心に必要に応じて確認する。

H29.7~

1. 要確認事業者の抽出

- ① 悪質事業者や、適正化機関から通報があった事業者のうち、国の監査において事業運営に必要な経費が賄えていないおそれがあること（届出運賃違反、定期点検整備の未実施、最低賃金違反、運行管理者・整備管理者未選任）が確認された事業者
- ② 外部から苦情のあった事業者
など、安全投資を適切に実施していないおそれがある事業者について、直近1事業年度分の安全投資実績報告書及び事業収支実績報告書を報告させる。

2. 安全投資状況の確認・是正

上記の報告に基づき、許可更新時と同様に、運転者の人件費、車両修繕費等を確認し、事業が適切に運営されていないことが確認された場合には、以下のとおり対応。

- (1) 安全投資実績・事業収支実績が更新基準を満たしていない場合
当該事業者に対し、書面により、このままの事業運営では更新時に許可できないおそれがあることを伝達しつつ、更新基準を満たして事業を実施するよう行政指導。
- (2) 他法令違反（社会保険・労働保険未加入、最低賃金違反）の場合
日本年金機構地域部・都道府県労働局へ通報。
- (3) 上記以外の場合
道路運送法違反が認められた場合については、監査を実施。
道路運送法違反が認められない場合については、確認結果を踏まえ、国の監査や適正化機関の巡回指導により、継続的に法令違反の有無の確認・改善指導を実施。

旅行サービス手配業に係る規制の創設（平成30年1月以降を予定）

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

現状・課題

- 旅行サービス手配業者（いわゆるランドオペレーター）に旅行手配を丸投げすることにより、安全性が低下する事案の発生。
- 訪日外国人旅行の一部において、キックバックを前提とした土産物店への連れ回し、高額な商品購入の勧誘等の実態があり、是正が必要。

改正概要

- ① 旅行サービス手配業者を**登録制**を創設（第23条）
- ② 旅行業務取扱管理者又は**旅行サービス手配業務取扱管理者**（※）の選任を義務づけ（※研修及び効果測定にて資格取得）（第28条第1項）
- ③ 管理者に対して**定期的な研修受講の義務付け**（第28条第6項）
- ④ **書面交付**を義務付け（第30条）
- ⑤ バスの下限割れ運賃による手配等**禁止事項を明示**（省令）（第31条、第32条）
- ⑥ 業務改善命令、登録取消等の**処分・罰則を整備**（第36条、第37条、第74条等）

旅行サービス手配業務取扱管理者

- **営業所ごとに、一人以上の管理者の選任が必要**
- 取引条件の明確性、旅行に関するサービスの提供の確実性その他取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するために必要な事項についての管理・監督を行う
- 定期的な研修受講（3～5年ごと）

書面交付義務

- 契約内容について取引の当事者が正確に理解し、**旅行の安全を制度的に担保するため、旅行者・サービス提供者双方への書面交付を義務づけ**
- <書面記載事項>
「旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容」等国土交通省令で定める事項を記載
(例) 旅行に関するサービスの内容
旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名 等

① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ 運輸安全マネジメントの実施

1. 経緯

- 関越道高速ツアーバス事故（平成24年4月）を受け、平成25年10月、全ての貸切バス事業者を運輸安全マネジメント評価の対象事業者とした。（評価対象事業者約100者 → **約4,200者**に拡大）
- 限られたリソースの中で可及的速やかに貸切バス事業者の安全管理体制の向上を図るため、平成32年までの実施目標を策定し、効果的に評価を実施してきた。
- 今般、平成28年1月の軽井沢スキーバス事故を契機として、平成28年12月に道路運送法が一部改正され、貸切バス事業者に対する安全対策を強化する措置が講じられたところ。この趣旨を踏まえ、今後**概ね5年間において貸切バス事業者に対し重点的に評価を実施**する。

2. 貸切バス事業者に対する評価の実施目標

【これまでの目標】

- 平成32年度までに保有車両台数上位の**約2,300者**
（車両ベースで約9割）の評価を実施。

【今後の目標】

- 平成33年度までに
全ての事業者（4,524者*）の評価を実施。

*平成28年度末現在の事業者数

【参考】運輸審議会運輸安全確保部会とりまとめ（概要）

運輸安全マネジメント制度の今後のあり方～これまでの10年を踏まえた運輸安全マネジメントのスパイラルアップに向けて～

- ① 貸切バス事業者に対する監査・行政処分の実績 ② 適正化機関の設立 ③ 貸切バス事業許可の更新制の導入 ④ ランドオペレーターに対する規制の新設 ⑤ **運輸安全マネジメントの実施**

背景

1. 運輸安全マネジメント制度の概要（平成18年10月施行）

- ◆ 運輸事業者の**安全確保について企業組織としての取組を促す制度**。
経営トップの主体的関与の下、安全統括管理者の選任と**安全管理規程**の作成を通じ、**PDCAサイクル**を用いた**安全管理体制を構築・運営**
- ◆ 国土交通省は事業者に対する助言等を実施（**運輸安全マネジメント評価**）
- ◆ **保安監査と併せて両輪として機能し**、運輸事業者の安全確保に寄与。

2. 10年間の制度運用から明らかになった課題

- 未だ取組の途上にある事業者の存在
- 自動車輸送分野における取組の一層の展開の必要性
- テロ、感染症等の新たなリスクへの取組の促進の必要性



I 自動車輸送分野における措置

1. 貸切バス事業者の安全性向上のための重点的な措置

➤ 平成28年12月の道路運送法の一部改正の趣旨を踏まえ、以下の措置を重点的に実施

- ① 貸切バス事業者への運輸安全マネジメント評価を重点的に実施し、**今後5年間で全ての貸切バス事業者の安全管理体制を確認**
- ② 前回の更新以降に行政処分を受けた貸切バス事業者が事業許可の更新を行う場合、**認定事業者による運輸安全マネジメント評価**を受けることを更新の要件とする

2. 自動車輸送分野における取組を促進するための方策

- ① 各種**インセンティブの付与**（表彰制度の創設、Gマーク制度との連携、損害保険会社との連携強化等）により、努力義務事業者の運輸安全マネジメント制度への自発的参加を促進
- ② **トラック事業、タクシー事業の適用範囲を拡大**
：300両以上保有する事業者 → 200両以上保有する事業者
※なお、努力義務事業者であっても、第一当事者事故等を惹起し、行政処分を受けた事業者に対しては、既に運輸安全マネジメント評価を実施

II 全ての分野に共通する措置

3. 運輸事業者の取組の深化を促進する方策

- ① 職員の高齢化やテロ・感染症等の新たなリスク等**事業環境や社会環境の変化**について経営トップの認識と対応を促進
- ② 安全統括管理者とのコミュニケーション強化のため**安全統括 管理者会議の創設、オンラインによる相談・助言**を実施
- ③ グループ、系列事業者一体となった自発的な取組等を促進する**インセンティブ強化**
- ④ **親会社やグループ会社、民間リスクマネジメント会社の活用**等中小規模事業者の取組を容易にする方策を促進

4. 効果的な運輸安全マネジメント評価のための国の体制の強化

- ① 評価職員の分析力・提案力向上のため、**人材育成方策の強化**や**民間リスクマネジメント会社等との連携**を推進。
- ② 10年間の**評価事例を類型化**したデータベースを作成

5. 情報通信技術の運輸安全マネジメント分野への活用

➤ 今後、**ビッグデータ解析、IoTやAIの技術進歩**を視野に入れ、情報通信技術を活用したより効率的・効果的な安全管理体制の構築方策を検討

「総合的な対策」の進捗状況等について

- (1) 前回からの主な進捗事項
- (2) 対策のフォローアップ指標の設定
- (3) 「総合的な対策」を踏まえた各種対策

「総合的な対策」に掲げた各施策の着実な実施を通じ、「安全性向上目標」の実現を目指す。

安全性向上目標（目的変数）

i 同乗者の死亡事故件数
(貸切バス事業者第一当事事故に限る)

H25~27
ゼロ件

H28
1件

**ゼロ件を
継続**

ii 同乗者の負傷事故件数
(貸切バス事業者第一当事事故に限る)

H27
43件

H28
26件

H27から
**H37までに
半減**

「総合的な対策」の 各施策による効果を分析・検証

- ・ 目標達成への寄与の度合
 - ・ 施策間のつながり
- 今後の安全政策に活用

各施策のF U指標（説明変数）

各施策の効果・実施状況を定量的にフォローアップ

運転者起因事故件数

行政処分等・許可更新実績

監査・巡回指導実施率

セーフティバス認定車両率

A S V車両導入率

等

各種対策の実施状況のフォローアップ指標①

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

[指標：運転者に起因する事故件数]

事業者はもとより現場の運行管理者・運転者に至るまでの全ての関係者がルールに則り必要な対策を実行することにより悲惨な事故を確実に減少させることができることから、運転者に起因する事故の発生状況を把握・分析し、必要な措置を講じる。

運転者に起因する事故件数

H24	H25	H26	H27	H28
405件	388件	374件	317件	302件

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

[指標：行政処分等・許可更新実績]

適切な監査・更新制の運用を行うことにより、法令を順守しない悪質な事業者や安全コストを適切に賄いつつ継続的に事業を遂行する経営体力のない事業者を貸切バス事業から撤退させることとし、処分や撤退数の状況を把握し、適確に対応する。

監査・行政処分等実績

監査	H26年度	H27年度	H28年度
処分等率	21.9%	15.3%	24.8%
処分等件数	179件	139件	255件
監査件数	818件	909件	1,027件

更新制導入後の事業撤退件数

更新	許可更新制導入以降 (H29.4~)
撤退事業者数	7者

[指標：街頭監査の実施実績]

H28.1の軽井沢スキーバス事故発生以降、多客期を中心に全国で集中街頭監査を実施してきた。引き続き、必要に応じて街頭監査を集中的に実施し、輸送の安全に係る重大かつ緊急性を要する違反が確認された場合にはその場で運行を中止させる等の厳正な処分等を行うとともに、違反確認率の把握・分析を通じ、法令違反遵守状況の把握に努める。

街頭監査実施状況

	事故直後 H28.1~3	年末年始 H28.12~ H29.1	GW前 H29.4
実施回数	38回	25回	21回
違反率	35.5%	7.2%	5.0%

各種対策の実施状況のフォローアップ指標②

[指標：指摘事項確認監査における是正率]

(是正が確認された件数 / 指摘事項確認監査実施件数)

H28.12に監査の実施方法を見直し、監査で確認した法令違反については直ちに是正を求めるとともに、30日以内に是正状況の確認のための監査を行うこととした。この是正状況を把握し、法令違反の早期是正のためにさらなる措置を講じる必要がないか検証する。

指摘事項確認監査における是正状況

	制度改正以降 H28.12～
指摘事項確認監査件数	137件
法令違反是正確認件数	137件
是正率	100%

(3) 監査等の実効性の向上

[指標：監査・巡回指導実施率]

(年間の監査・巡回指導実施件数 / 貸切バス営業所数)

国の監査を悪質事業者に重点化するとともに、適正化機関の巡回指導により監査機能を補完する。これらにより、原則として毎年1回全営業所の法令遵守状況を確認することとしている。

監査実施率

	H28年度 ※監査のみ
実施率	17.25%
監査件数	1,027件
営業所数	5,955営業所

[指標：行政処分等の合理化に資する取組実績]

行政処分等の基準にメリハリを付け、軽微な違反については、速やかに処理が行えることとした。また、決裁ルートの見直し等、手続きが長期化する要因を検証し改善を図っているところであり、今後、ICTの活用を進めるなど更なる合理化を図る。

監査実施から行政処分等までの期間

	H27年度
監査実施から行政処分等までの期間	5.6ヶ月 (全国平均)

各種対策の実施状況のフォローアップ指標③

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

[指標：セーフティバス認定車両割合]

(セーフティバス認定車両数 / 貸切バス車両数)

貸切バス事業の安全性を向上させるため、インセンティブの付与等により、セーフティバスの認定取得を推進する。

セーフティバス認定車両割合

H27年度	H28年度
39.6%	44.2%

[指標：下限割れ運賃による運行を行う事業者割合]

(届出運賃による収受不可事業者数 / 調査事業者数)

安全コストを適切に賄いつつ継続的に事業を遂行する経営体力を持たない、下限割れ運賃による運行を行う事業者を根絶を目指す。

下限割れ運賃事業者割合

新運賃制度直前 ～H26.3	H28.2
82.2%	20.4%

[指標：旅行業者・ランドオペレーターの貸切バス事業者 に対する書面交付義務違反割合]

(書面交付義務違反件数 / 旅行業者・ランドオペレーター事業者数)

新たに義務付けられる旅行業者・ランドオペレーターの書面交付が、着実に実施されているかフォローアップしていく。

※ H30.1～ 義務付けを予定

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

[指標：ASV※搭載車両導入事業者割合]

(ASV導入事業者数 / 貸切バス事業者数)

ハード面による事故防止を促進するため、ASV（先進安全自動車技術）搭載車両導入事業者割合を引き上げる。

ASV搭載車両導入事業者割合

H28年度
31.6%

「総合的な対策」の進捗状況等について

- (1) 前回からの主な進捗事項
- (2) 対策のフォローアップ指標の設定
- (3) 「総合的な対策」を踏まえた各種対策

軽井沢スキーバス事故対策検討委員会

「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」進捗概要

平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を踏まえ、再発防止策について同年6月に総合的な対策をとりまとめたところ。

総合的な対策

主な実施項目

全体： **85** / 85 項目 着手済

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化

27 / 27 項目
着手済

- ・ 初任運転者等に対する指導監督内容の拡充
- ・ ドライブレコーダーによる映像の記録・保存義務付け等
- ・ 運行管理者の資格要件の強化
- ・ 運行管理者の必要選任数引上げ
- ・ 夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け
- ・ 補助席へのシートベルトの装着義務化
- ・ 整備管理者向けの研修・講習の拡充

(2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除等

21 / 21 項目
着手済

- ・ 法令違反の是正指示後30日以内の是正状況確認監査の実施
- ・ 複数回にわたり法令違反を是正しない事業者の事業停止・事業許可取消
- ・ 輸送の安全に関わる処分量定の引上げ ・ 使用停止車両割合の引上げ
- ・ 悪質性や事故の重大性等を勘案した事業許可取消等（一発取消し）の導入
- ・ 運行管理者に対する行政処分基準の強化
- ・ 事業許可の更新制の導入、安全投資計画、事業収支見積書の作成義務付け
- ・ 輸送の安全確保命令に違反した者に対する罰則の強化
- ・ 事業許可・運行管理者資格・整備管理者資格の欠格事由の拡充

(3) 監査等の実効性の向上

10 / 10 項目
着手済

- ・ 監査対象の重点化による国の監査業務の見直し
- ・ 適正化機関の活用による監査の重点化

(4) 旅行業者、利用者等との関係強化

20 / 20 項目
着手済

- ・ 下限割れ運賃を防止するための通報窓口の設置
- ・ 旅行業界・貸切バス業界の共同で、手数料等に関する第三者委員会の設置
- ・ 安全情報の国への報告義務付け
- ・ ランドオペレーターに対する規制の新設

(5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

15 / 15 項目
着手済

- ・ ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進
- ・ 車体へのASV搭載状況表示
- ・ 車体構造の強化
- ・ デジタル式運行記録計等の導入支援

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行業者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

指導監督の強化①

〈H28.9, 11 省令、告示改正 H28.12～ 施行〉

- 新たに雇い入れた全ての運転者に対する適性診断の受診、特別な指導監督の実施
- 初任運転者（直近1年間に乗務経験のない車種区分の貸切バスを運転する者を含む。※）に対する**最低20時間の実技訓練**の実施
※ それまで運転していた車種よりも小型の車種を運転する場合を除く
- 事故惹起運転者に対する最低20時間の実技訓練の実施
- ASV装置搭載車両の適切な運転方法等を指導

指導監督の強化②

ドライブレコーダーを用いた指導監督など
〈H28.11 省令改正、告示新設 H29.12～ 随時施行〉

- **ドライブレコーダーで記録された映像等を活用した指導監督**
→ 運転者の技量低下を防止
事故・ヒヤリハット事例の共有等により技量を更に向上
- 初任運転者等に対する実技訓練以外の指導監督を**最低10時間実施**

ドライブレコーダー関連以外の指導監督①を義務づけ

H28.12

i 新車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

指導監督②を義務付け

H29.12

ii 既販車にドライブレコーダーの装着を義務づけ

H31.12

iii 既存のドライブレコーダーへの猶予期間を終了

H36.12

ドライブレコーダーを装着している場合、記録を利用した指導及び監督を義務づけ

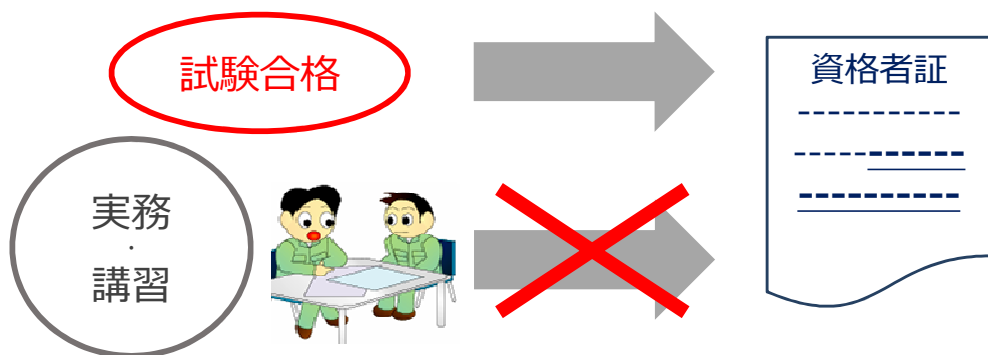
- i H29.12.1から、新車について、ドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づけ →ドライブレコーダーを用いた指導監督
- ii H31.12.1から、既販車についてもドライブレコーダーの装着及び記録の保存を義務づけ →ドライブレコーダーを用いた指導監督
- iii H29.12.1において既に装着されているドライブレコーダーであって一定の要件を満たすものは、H36.11.30までの間は使用してもよい。

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

運行管理者の資格要件強化

〈H28.11 省令改正 H28.12～ 施行〉

- 運行管理者資格者証の取得要件を**試験合格に限定**
※現行は一定の実務経験、講習受講による資格取得が可能

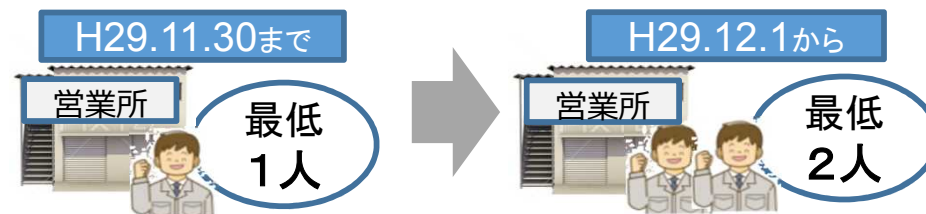


運行管理者の必要選任数引上げ

〈H28.11 省令改正等 H29.12～ 施行〉

- **営業所ごとの必要選任数を引上げ**
 - ・ 営業所ごとに最低 2 名
 - ・ 保有車両数20両ごとに 1 名追加 (100両以上分については30両ごと)

1～39両	2名
40～59両	3名
60～79両	4名



夜間・長距離運行時の乗務途中点呼義務付け

〈H28.11 省令改正 H28.12～ 施行〉

- ・ 乗務途中点呼の実施が義務付けられる場合
 - ✓ 一運行の実車運行※1 距離が100kmを超え、かつ、
 - ✓ 夜間運行※2 を行う場合
- ※1 旅客の乗車の有無に関わらず、旅客の乗車が可能として設定した区間の運行 (回送運行を除く)
- ※2 実車運行の開始時刻又は終了時刻が午前 2 時～午前 4 時の間に
ある運行・当該時刻をまたぐ運行
- ・ 乗務途中点呼における確認事項
 - ✓ 疾病・疲労の状況等運転者の体調
 - ✓ 車両の状況、運行経路の状況 等

補助席へのシートベルト装着義務付け

〈H28.11 省令改正 H29.11～ 随時適用〉

- これまで座席ベルトの設置義務が除外されていた補助座席について、座席ベルト・座席ベルト取付装置の備付けを義務付け
- 補助座席の座席ベルト・座席ベルト取付装置について、一定の基準への適合を義務付け

適用 スケジュール	車両総重量 12t以上のバス	新型車	H29.11～
		継続生産車	H30.11～
	上記以外の 自動車	新型車	H31.11～
		継続生産車	H33.11～ ²⁰

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

「一発取消し」の導入 〈H28.7 通達改正、施行〉

- 違反の悪質性・事故の重大性等、個別の事情を総合的に勘案
→ 許可取消、運行管理者資格者証の返納命令

輸送の安全に関わる処分量定の引上げ 〈H28.12 通達改正、施行〉

主な
引上げ
事項

運行管理の3本柱「点呼」「過労」「指導監督」に関わる違反		
輸送の安全に密接な事項の違反 ・ 過労運転 ・ 健康診断未受診 ・ 点呼未実施 等	40日車	改正前の 2～4倍
運転者に対する指導監督の違反	40日車	改正前の 4倍
点呼の記録・保存に係る違反	40日車	改正前の 4倍
その他 特に悪質な違反、安全コスト削減につながる違反など		
輸送の安全確保命令等 各種の命令違反	許可取消	改正前は60 日車
運賃・料金関係違反	60日車	改正前の 3倍
記録類の改ざん、虚偽届出等	60日車	改正前の1.5 ～6倍

使用停止車両割合の引上げ 〈H28.12 通達改正、施行〉

- 稼働率（約50%）を考慮し、
使用停止車両割合を全車両の8割に設定

例) 5両保有営業所に車両停止100日車のとき、

〈従前〉1両×100日間停止
(4両使用可能)

〈引上げ後〉4両×25日間停止
(1両使用可能)



- ※ 車両停止は営業所毎に行う
- ※ 8割の端数については切り捨て
- ※ 処分逃れ防止のため、監査時点又は処分時点のいずれか多い方の車両数をベースとして算出

- **輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反**
→ **直ちに営業所の全車両の使用を停止**
輸送の安全確保命令を発出

運行管理者に対する処分の強化 〈H28.12 通達改正、施行〉

- 繰り返し法令違反を是正しない事業者が許可取消処分
→ **選任されている運行管理者全員に資格者証返納命令** 等

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

国の監査を悪質事業者に重点化

〈H29.6～ 随時実施〉

適正化機関による巡回指導の実施

〈H28.12 法改正 H29.夏～ 随時実施〉

国の一般監査 (直ちに是正指示)

〈監査端緒〉

継続監視
事業者

死傷事故の
発生等

適正化機関
からの通報

法令違反の疑い
・ 運行管理者不在、
・ 健康診断未実施 等

監査における
指摘事項が未改善

法令違反

継続的に監視

輸送の安全に関わる
緊急を要する重大な違反

- ・ 運行管理者不在、
- ・ 運転者全員の健康診断未実施 等

**安全確保命令
全車両の使用停止処分**

指摘事項確認監査

一般監査から**30日以内**に
違反の是正状況を確認

未改善×

改善○

安全確保命令

改善確認の特別監査

改善○

未改善×

改善確認の一般監査

未改善×

改善○

適正化機関の 巡回指導

改善状況を
継続的に確認

事業許可取消

3日間の事業停止
を付加

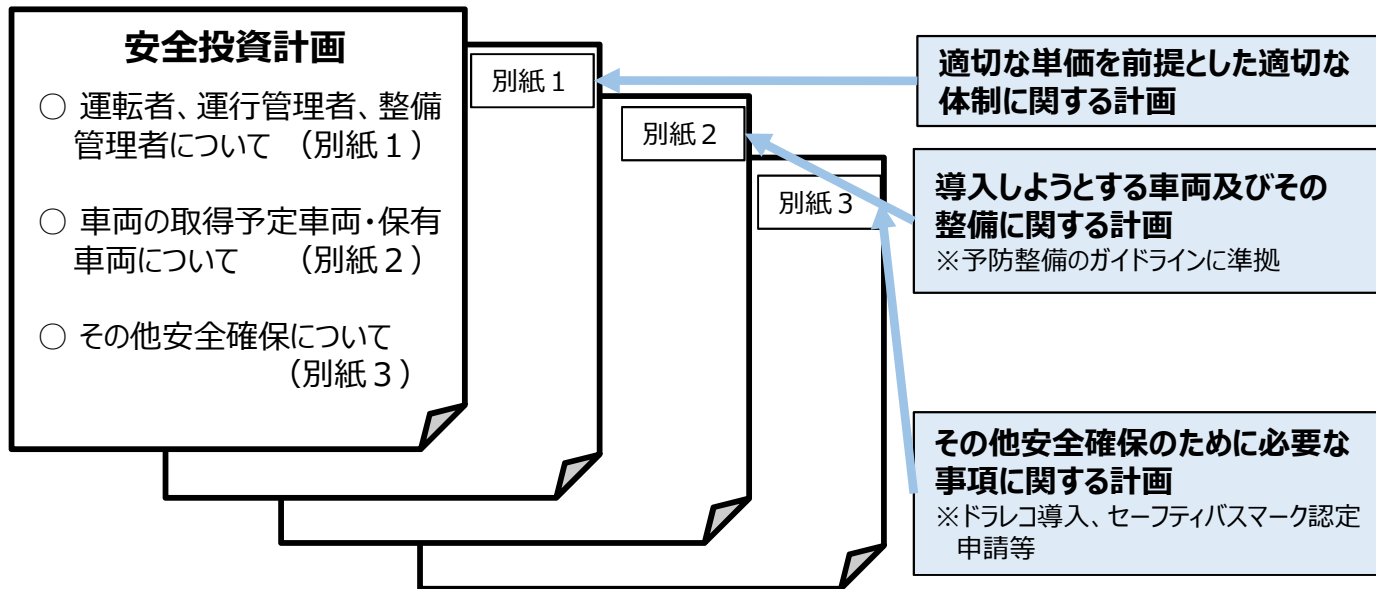
違反事項に応じた行政処分等

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

貸切バス事業許可の更新制の導入 〈H28.12 法改正 H29.4～ 施行〉

「安全投資計画」等の作成義務付け 〈H28.12, 2 省令改正等 H29.4～ 施行〉

- 貸切バスの事業許可に5年ごとの更新制を導入し、不適格者を排除
- 新規許可・更新許可の申請時に、「安全投資計画」及び「事業収支見積書」の作成を義務付け



事業収支見積書

	○年度	…	□年度
営業収入			
運送収入	○○円	…	○○円
旅客運賃	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
運送雑収	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業費用			
人件費	○○円	…	○○円
燃料油指費	○○円	…	○○円
車両減価償却費	○○円	…	○○円
自動車リース料	○○円	…	○○円
車両修繕費	○○円	…	○○円
保険料	○○円	…	○○円
施設使用料	○○円	…	○○円
施設賦課税	○○円	…	○○円
事故賠償費	○○円	…	○○円
道路使用料	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業損益	○○円	…	○○円
営業外収入			
金融収益	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外費用			
金融費用	○○円	…	○○円
その他	○○円	…	○○円
合計	○○円	…	○○円
営業外損益	○○円	…	○○円
経常損益	○○円	…	○○円
※他事業収入	○○円	…	○○円
経常損益(他事業収入参入後)	○○円	…	○○円

◆許可を行わない場合◆

- ・人件費、車両整備費等について、所要の単価を下回る単価に基づく収支見積となっている場合。
- ・計画上、5年間連続で収支を赤字としている場合（収入には他事業収入も含む。）。
- ・新規許可については、申請直近1事業年度において申請者の財務状況が債務超過である場合。
- ・更新許可については、申請直近1事業年度において事業者の財務状況が債務超過であり、かつ、申請直近3事業年度の収支が連続で赤字である場合

※上記（安全投資計画及び事業収支見積書関係）以外に許可を行わない場合は、以下のとおり。

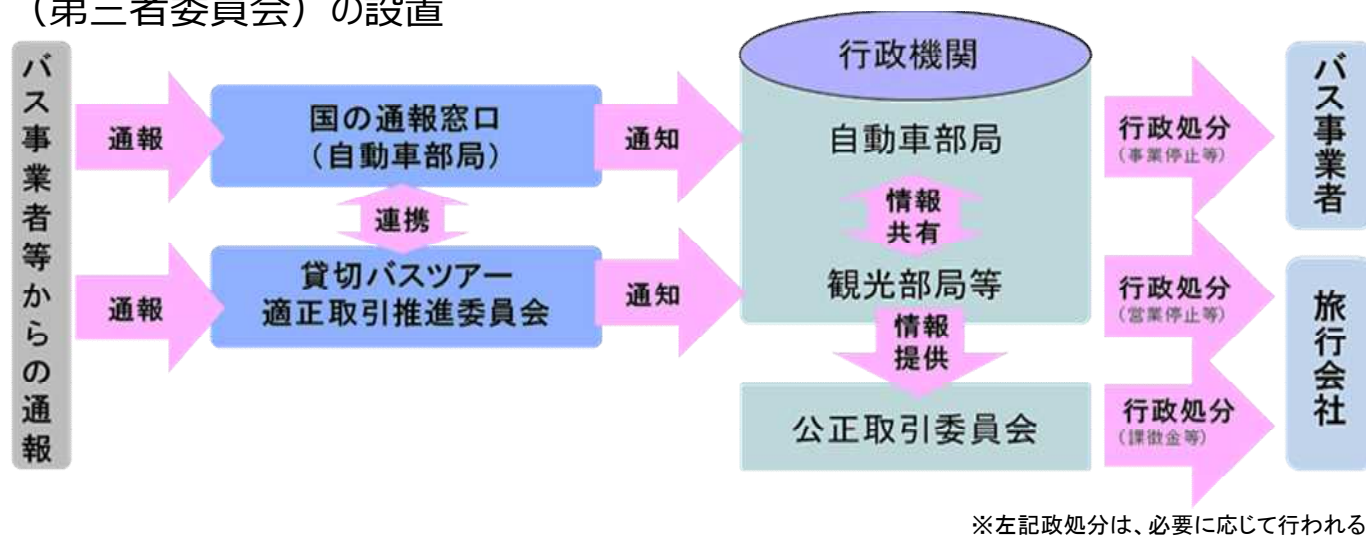
- ・法令試験の正答率が90%未満の場合（貸切バス事業者安全性評価認定制度において、一ツ星以上を取得している事業者は試験免除）。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に毎年連続して行政処分を受けている場合。
- ・前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合であって、更新許可申請時まで認定事業者による運輸安全マネジメント評価を受けていない場合。

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

下限割れ運賃を防止するための体制構築

〈H28.8～ 通報窓口、第三者委員会設置〉

- 国土交通省による下限割れ運賃に係る通報窓口の設置
- 手数料等のチェックや是正指導を行う「貸切バスツアー適正取引推進委員会」(第三者委員会)の設置



運賃・料金違反の相互通報化

〈H28.1～〉

- 旅行者の運賃・料金に係る法令違反を確認 → 国土交通省へ情報提供

※ 貸切バス事業者の運賃・料金違反を確認 → 従前から観光庁等へ情報提供している

手数料書面の保存義務付け等

〈H28.8 省令改正 H28.11 施行〉

- 運送引受書(貸切バス事業者が運送申込者に交付)に運賃・料金の上限・下限額の記載を義務付け
- 手数料等の額を記載した書面を1年間保存義務付け
- 旅行者への行政処分の強化(H29.3～)

安全情報の見える化

〈H28.12 省令改正、随時公表〉

- 貸切バス事業者が公表すべき安全情報について、国への報告を義務付け
- 国は貸切バス事業者から報告のあった安全情報を整理し、ホームページ等で公表

〈貸切バス事業者の情報〉

- ・事業者名
- ・会社設立年度
- ・営業所所在地
- ・バス協加入・非加入

〈外部機関による安全チェックの活用〉

- ・セーフティバスマーク取得
- ・NASVA運輸安全マネジメント(過去3年間)

〈保有車両の情報〉

- ・保有車両数
- ・車齢(最新、最古)
- ・ドラレコ・デジタコ搭載車両率
- ・ASV導入率

〈運転者の情報〉

- ・運転者数
- ・平均勤続年数
- ・平均給与月額

〈運行管理・整備管理体制〉

- ・運行管理者数
- ・整備管理者数

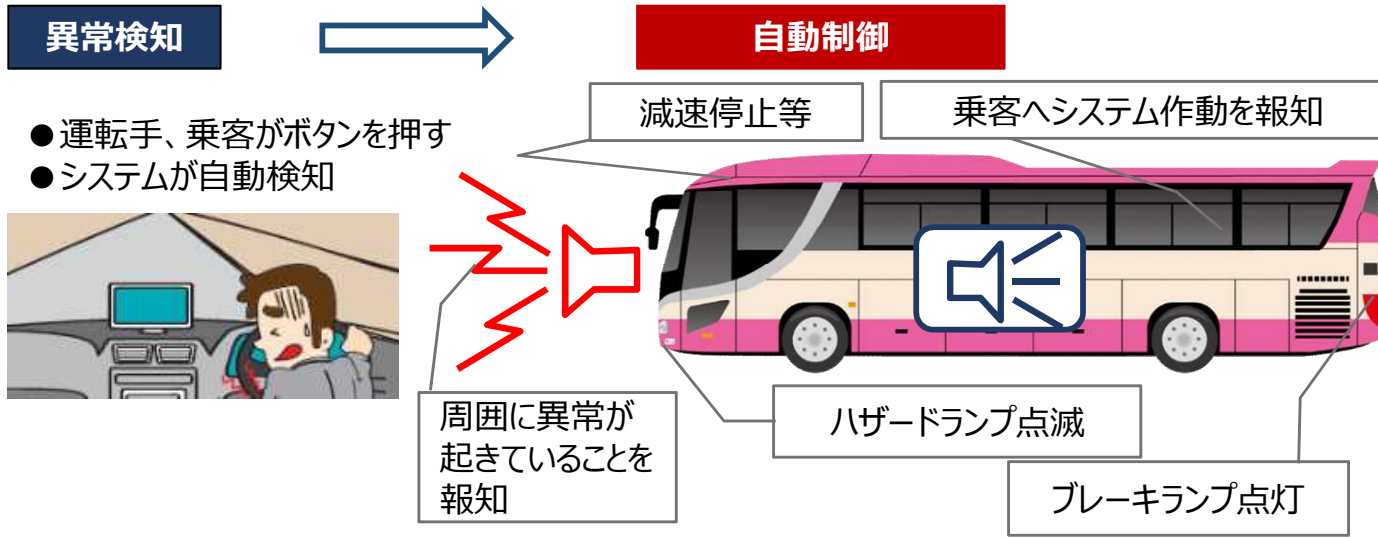
〈事故・違反歴(過去3年間)〉

- ・事故件数
- ・行政処分歴
- ・処分後の改善実績

(1) 貸切バス事業者、運行管理者等の遵守事項の強化 (2) 法令違反の早期是正、不適格者の排除 (3) 監査等の実効性の向上 (4) 旅行者、利用者等との関係強化 (5) ハード面の安全対策による事故防止の促進

ドライバー異常時対応システムの研究・開発促進 〈H28.3 ガイドライン策定〉

- **ドライバーが安全に運転できない状態に陥った場合**にドライバーの異常を自動検知し又は乗員や乗客が非常停止ボタンを押すことにより、**車両を自動的に停止させる「ドライバー異常時対応システム」**について、実用化を促進するため、基本設計等に関する**ガイドライン**を策定。



車体へのASV搭載状況表示 〈H28.12 ガイドライン策定〉

- バスの利用者自らが乗車する大型高速バスに搭載された**先進安全技術**を把握できるようにするため、車体にASV搭載状況を表示するための**ガイドライン**を策定。

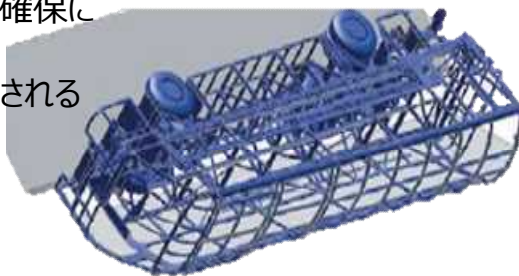
ASV搭載状況の車体表示



車体構造の強化

〈H28.8 省令改正 H30.10～随時 適用〉

- 車両横転時の車内空間の確保に関する国連の基準を採用し、平成30年10月以降に製造される新型の大型高速バスに対し、同基準への適合を義務付け



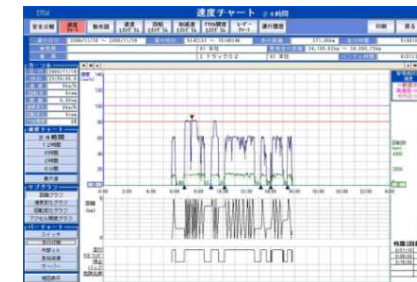
デジタル式運行記録計の導入支援

〈H28.7～9 補助事業実施 H29.7～再度実施予定〉

- デジタル式運行記録計から取得したデータを活用して、運行管理者が運転者への安全指導を行うこと等により、**安全性向上が図られる**ことから、機器の普及促進を目的として支援を実施。



デジタル式運行記録計で速度、距離等を記録



専用ソフトによる精緻な分析、運行傾向等を評価